

日薬連発第 376 号
2020 年 5 月 22 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

緊急事態宣言解除地域の医薬情報担当者の医療機関訪問について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療提供体制を維持するために、医療機関の要請等があった場合を除いた医薬情報担当者の不要不急の医療機関訪問の自粛にご協力いただきありがとうございます。

5月21日に緊急事態宣言が「特定警戒都道府県」の3府県で、解除されたので、当該地域の医療機関につきましては個社で状況を鑑みご判断のうえ、各医療機関への適切な対応をお願いいたします。

なお、現在も医療提供体制がひっ迫されている施設等もございますので、ご配慮のうえ活動をお願いいたします。

また、非常事態宣言が解除されていない「特定警戒都道府県」におきましては引き続き医薬情報担当者の不要不急の医療機関訪問の自粛にご協力をお願いいたします。

今後緊急事態宣言が解除または再度発令された場合、個社で状況を鑑みご判断のうえ、各医療機関への適切な対応をお願いいたします。